

## 評価結果反映報告書

### 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの令和5年度評価結果における主な反映状況

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第29条に基づく評価結果の業務運営の改善等への反映状況については、以下のとおりである。

令和5年度評価 総評「改善・充実を求める事項」	令和6年度の業務運営等への反映状況
<p>●救急患者受け入れ体制の強化と救急患者断り率の改善に積極的に取り組むことが求められる。</p> <p>●患者獲得等による医業収入のより一層の確保と、経営分析等を活用したコスト管理の体制強化により、更なる収支改善に取り組むことが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急患者受入数の増加に向けて、院内目標として救急応需率70%以上を掲げ、毎月の幹部会で現状を共有するなど、センター一丸となって取り組んだ。</li> <li>・また、時間外の手術適応等の重症患者の受入を促進するため、令和7年1月から外科系診療科等によるオンコール体制を整備した。</li>   <li>・医業収入のより一層の確保を目指し、病用稼働率80%以上を目標として「稼働率80プロジェクト」を立ち上げ、病院部門全体の取組と診療科ごとの特色を生かした取組を車の両輪として推進した。また、このプロジェクトの取組として、診療報酬改定(DPC入院期間変更)を踏まえた、クリニカルパス設定日数の見直しなどを行った。</li> <li>・診療科別ヒアリングにおいては、各科別収支や原価計算結果などを分析・報告し、収支改善策を検討・実施している。</li> <li>・看護補助者の確保による「急性期看護補助体制加算/夜間100対1急性期看護補助体制加算」など、新たな施設基準を積極的に取得した。</li>   <li>・コスト削減の取組として、医療機器の更新にあたっては、事務部門と臨床工学科で連携して更新の必要性などを検証した上で、機器選定や価格交渉に対応したほか、診療材料費や薬品費のコスト削減のため、ベンチマークシステムを活用して安価な製品への切り替えを実施するとともに、複数の放射線医療機器の保守契約を包括的に行うことにより、保守費用を削減した。</li> <li>・業務委託に関しては、その大半を占める人件費が高騰する中、仕様内容を見直し、委託料の増加を抑制した。</li> </ul>

<p>●職員のライフ・ワーク・バランスの一層の推進や、DX等を活用した更なる業務の改善・効率化が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のワーク・ライフ・バランス推進の点から、時差勤務制度の適用条件を緩和したほか、医師の働き方改革の推進の観点から、年間超勤時間 960 時間未満を目指すとともに、年休 5 日以上取得に向けた進行管理に取り組んだ。</li> <li>・一部診療科において AI 問診を導入している。簡単なタブレット操作により問診票が作成され、患者の負担軽減に繋がるとともに、入力した情報が電子カルテに自動連携されて関係者に共有されることで、医師の診察室における対応時間の削減など、医療スタッフの負担軽減につながっている。</li> </ul>
------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 【参考】地方独立行政法人法

**第二十八条** 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
  - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
  - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 (略)

**第二十九条** 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。